

## 滋賀県における無人航空機による農薬散布に係る安全ガイドライン

	令和元年11月27日	滋農経961号滋賀県農政水産部長通知
改正	令和3年1月13日	滋農経15号滋賀県農政水産部長通知
改正	令和3年12月1日	滋農経923号滋賀県農政水産部長通知
改正	令和4年5月31日	滋み食157号滋賀県農政水産部長通知
改正	令和5年6月9日	滋み食248号滋賀県農政水産部長通知

### 第1. 趣旨

滋賀県における無人航空機による農薬の散布については、国が定める「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」、「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知）（以下、「無人マルチローターに係る安全ガイドライン」、「無人ヘリコプターに係る安全ガイドライン」という。）および「空中散布を目的とした無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認の取扱いについて」（平成27年12月3日付け国空航第734号、国空機第1007号、27消安第4546号）に基づいて実施する。

なお、無人航空機（無人マルチローターと無人ヘリコプター）による農薬の散布は上記の国のガイドラインのほか、このガイドラインの定めるところに基づいて実施する。

### 第2. 無人マルチローターによる農薬散布の実施

#### 1 農薬散布の計画書

農薬散布の実施主体は、無人マルチローターによる空中散布計画書について、農薬散布を実施する日の30日前までに、滋賀県農政水産部みらいの農業振興課長（以下、みらいの農業振興課長という。）に提出する。

##### (1) ゴルフ場における農薬散布

ゴルフ場における農薬散布の実施主体（防除委託者もしくは防除実施者）は、実施主体名（防除実施者名、防除を委託する場合は防除委託者名と防除実施者）、実施ゴルフ場名、該当市町名、実施予定月日、対象作業名、作物名、散布農薬の種類（病害・虫害・除草）、散布資材名（農薬名）、実施面積等について記載した空中散布計画書（様式1-1）を提出する。

##### (2) ゴルフ場以外の場所における農薬散布

ゴルフ場以外の場所で農薬散布を行う実施主体（防除委託者もしくは防除実施者）は、実施主体名（防除実施者名、防除を委託する場合は防除委託者名と防除実施者）、該当市町名、実施予定月日、対象作業名、作物名、実施面積、散布資材等について記載した空中散布計画書（様式1-2）を提出する。

#### 2 農薬散布計画についての情報提供

農薬使用者と周辺住民や養蜂家との防除に関する情報共有を補完するため、農薬の散布実施場所により、以下（１）、（２）のとおり農薬散布の計画書を情報提供する。

（１） ゴルフ場における農薬散布の実施

農薬散布の計画（様式１－１）の項目のうち、実施ゴルフ場名、該当市町名、実施予定月日、対象作業名、作物名、散布農薬の種類（病害・虫害・除草）を、ゴルフ場における農薬散布の実施主体（防除実施者、防除を委託する場合は防除委託者）が、ホームページの掲載に同意した場合、滋賀県農政水産部みらいの農業振興課（以下、みらいの農業振興課という。）のホームページに掲載する。

（２） ゴルフ場以外の場所における農薬散布の実施

農薬使用者と養蜂家との防除に関する情報共有を補完するため、農薬散布の実施主体（防除実施者、防除を委託する場合は防除委託者）が実施計画書（様式１－２）の情報共有することに同意した項目（①から⑧）について、県内の養蜂家の申出に応じて、みらいの農業振興課から提供する。

- ① 実施主体名（防除委託者、防除を委託する場合は防除委託者）
- ② 防除実施者の連絡先、防除を委託する場合は防除委託者の連絡先
- ③ 該当市町名
- ④ 実施予定月日
- ⑤ 作物名
- ⑥ 散布農薬の種類（病害・虫害・除草）
- ⑦ 散布資材名（農薬名）
- ⑧ 実施面積

無人マルチローター関連の報告提出先、問い合わせ先：

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課

住所 滋賀県大津市京町四丁目１番１号

電話 ０７７－５２８－３８４２

FAX ０７７－５２８－４８８２

メールアドレス kankyojugai@pref.shiga.lg.jp

### 第３．無人ヘリコプターによる農薬散布の実施

#### １ 農薬散布の計画書

農薬散布を行う実施者は、農薬散布の実施に当たって作成した実施場所、実施予定月日、作物名、散布農薬名、10a当たりの使用量又は希釈倍数等について記載した空中散布計画書（様式２）を、農薬散布を実施する月の前月末までに、一般社団法人滋賀県植物防疫協会会長理事（以下、滋賀県植物防疫協会会長理事という。）に提出する。提出があった場合、滋賀県植物防疫協会会長理事は、速やかにみらいの農

業振興課長に提出する。

## 2 電波障害の防止

実施主体（防除実施者および防除を自らは行わずに他者に委託する者。以下同じ。）は電波障害による事故を防止するため、実施区域の周辺において飛行を行う無人ヘリコプターと連携し調整をはかる。

## 3 農薬散布の実績報告書

実施主体が農薬散布を実施した場合は、速やかに実施場所、実施月日、作物名、散布農薬名、10a当たりの使用量又は希釈倍数等について記載した実績報告書（様式3）を作成し、滋賀県植物防疫協会会長理事に提出する。提出があった場合、滋賀県植物防疫協会会長理事は速やかにみらいの農業振興課長に提出する。

## 4 事故発生時の対応

農薬散布を実施した場合の事故発生時の対応については、事故の類型に応じて、次のとおり実施する。事故の類型は、「無人ヘリコプターに係る安全ガイドライン」第3の1の通り、農薬事故、航空法に基づく事故、航空法に基づく重大インシデントとする。

### （1）農薬事故

ア 実施主体は、事故が発生した場合、直ちに滋賀県植物防疫協会に連絡する。その後、事故報告書（様式4）を作成し、滋賀県植物防疫協会会長理事に提出する。

イ 滋賀県植物防疫協会は、実施主体から事故発生連絡を受けた場合、直ちにみらいの農業振興課に連絡する。その後、滋賀県植物防疫協会会長理事は、実施主体からの事故報告書に不備がないことを確認し、事故報告書をみらいの農業振興課長に報告する。

ウ 事故報告書は、事故発生後直ちに第1報（事故の概要、初動対応等）を、事故発生から1ヶ月以内に最終報（事故の詳細、被害状況、事故原因、再発防止策の策定）をそれぞれ作成する。なお、農薬散布の作業を他者に委託した場合は、防除委託者は、防除実施者と十分連携して当該事故報告書を作成する。

エ 実施主体は防除実施者等と事故報告書の内容を共有し、再発防止に努めること。

### （2）航空法に基づく事故、航空法に基づく重大インシデント

実施主体は、事故が発生した場合、直ちに滋賀県植物防疫協会に連絡する。滋賀県植物防疫協会会長理事は、無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドラインに基づき、事故報告書を飛行の許可等を行った国土交通省航空局安全部無人航空機安全課、地方航空局保安部運航課又は空港事務所に報告する。

無人ヘリコプター関連の問い合わせ先：一般社団法人滋賀県植物防疫協会

住所 滋賀県大津市梅林一丁目14番17号

電話 077-521-8964

FAX 077-521-8977

URL <http://www.shiga-syokubo.or.jp/>

#### 第4. 農薬安全対策の情報提供

みらいの農業振興課長は、国等からの安全かつ適正な農薬散布の実施のために必要な情報および資料の提供を受けた場合には、計画書を提出した実施主体や関係機関等に周知を行う。

#### 第5. その他

- (1) 「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知)第2の内容は、加えて、このガイドラインに基づいて実施する。
- (2) 「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知)第2の1の(3)、第2の4の(1)、第3の2、第3の3に定める内容については、このガイドラインに基づいて実施する。
- (3) このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附則

このガイドラインは令和3年1月13日から施行する。

このガイドラインは令和3年12月1日から施行する。

このガイドラインは令和4年5月31日から施行する。

このガイドラインは令和5年6月9日から施行する。

様式1-1 (第2の1(1)、2(1)関係)

年度無人マルチローター空中散布計画書(ゴルフ場関係)

実施主体名		実施ゴルフ場名	該各市町名	実施予定月日	対象作業名	作物名	散布農薬の種類 (病害・虫害・除草)	散布資材名 (農薬名)	実施面積	備考
防除委託者名	防除実施者名									
計										

上記の計画書に記載した実施ゴルフ場名、該各市町名、実施予定月日、対象作業名、散布農薬の種類を、一般社団法人滋賀県植物防疫協会のホームページに掲載することを承諾します。

令和 年 月 日

実施主体名 防除委託者名 \_\_\_\_\_ (印)

担当者氏名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 メールアドレス \_\_\_\_\_

防除実施者名 \_\_\_\_\_ (印)

担当者氏名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 メールアドレス \_\_\_\_\_

※押印をしない場合は、担当者の氏名および連絡先(電話番号)の記載を必須とします。  
 ※FAX、電子メールの提出の場合は、印影の有無に関わらず、担当者の氏名および連絡先(電話番号)の記載を必須とします。

年度無人マルチローター空中散布計画書

実施主体名と連絡先		該州市町名 ③	実施予定月日 ④	対象作業名	作物名 ⑤	散布農薬の種類 (病害・虫害・除草) ⑥	散布資材名 (農薬名) ⑦	実施面積 ⑧	備考
防除実施者名① 連絡先(電話番号)②	防除委託者名① 連絡先(電話番号)②								
計									

上記の計画書に記載した内容のうち、下記の括弧内に○印を付けた①～⑧の項目について、滋賀県内の養蜂農家へ情報提供することを承諾します。

- ① ( ) 実施主体名(防除実施者名、防除を委託する場合は防除委託者名)
- ② ( ) 防除実施者の連絡先(電話番号)、防除を委託する場合は防除委託者の連絡先(電話番号)
- ③ ( ) 該州市町名
- ④ ( ) 実施予定月日
- ⑤ ( ) 作物名
- ⑥ ( ) 散布農薬の種類(病害・虫害・除草)
- ⑦ ( ) 散布資材名(農薬名)
- ⑧ ( ) 実施面積

令和 年 月 日

実施主体名 防除委託者名 \_\_\_\_\_ (印)

担当者氏名 \_\_\_\_\_  
 連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_  
 メールアドレス \_\_\_\_\_

防除実施者名 \_\_\_\_\_ (印)

担当者氏名 \_\_\_\_\_  
 連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_  
 メールアドレス \_\_\_\_\_

※押印をしない場合は、担当者の氏名および連絡先(電話番号)の記載を必須とします。  
 ※FAX、電子メールの提出の場合は、印影の有無に関わらず、  
 担当者の氏名および連絡先(電話番号)の記載を必須とします。







様式4(第3の4関係)

無人ヘリコプターによる空中散布に伴う事故報告書  
(第 報)

報告者所属・氏名:  
連絡先:  
報告日時: 年 月 日 ( ) 時 分

【基本情報】 ※ 初期の報告(第1報など)については、事故発生の報告を優先し、報告時点で記入可能な情報のみで可

1	発生日時	年 月 日 ( ) 時 分 (散布作業開始時間: 時 分)					
2	発生場所(都道府県名から)						
3	操縦者氏名及び 技能認証番号	氏名:	技能認証番号:				
4	使用機体	機種:	機体記号:				
5	作業時の気象状況	天気:	(気温):	風向・風速:			
6	防除内容	作物:	対象病虫害等:				
7	薬剤	薬剤名:					
		希釈倍率:	散布前積載量:				
8	実施主体	防除委託者:					
		防除実施者:					
9	作業実施体制	操縦者	名	補助者	名	(その他)	名
10	事故の概要						
11	被害の状況	有の場合、その内容					
	人への被害	無	確認中	有			
	家畜への被害	無	確認中	有			
	農作物への被害	無	確認中	有			
	薬剤の流出	無	確認中	有			
	周辺建物への被害	無	確認中	有			
	その他の被害						
12	航空法の許可・承認書の 発行日及び番号	許可・承認書	発行日:	月 日	番号:		

注1. 技能認証番号には、操縦者の能力等に関する基準を制定している団体等により講習会等を受講し、技能認証を受けている場合には、当該認証の番号を記載すること。技能認証番号を有しない場合には空欄とする。

注2. 機体記号には、機体を識別できる製造番号等を記載すること。

**【対応状況等】**

13	被害への対応状況	
14	その他(警察、消防等の対応、取材・報道状況等)	

注3. 事故発生時の見取り図を添付(可能であれば現場写真も添付)すること

注4. 報道された場合は、都道府県等の報道発表資料や新聞記事等を添付すること。なお、新聞記事等が添付できない場合には、報道の概要について記載すること

**【事故原因】** ※ 初期の報告(第1報など)では提出しないでも可

15		
----	--	--

**【再発防止対策】** ※ 初期の報告(第1報など)では提出しないでも可

16		
----	--	--